主 文 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

ー 上告代理人吉田元の上告理由第一点及び第二点について

二 同第三点について 本件の解約申入の効果が生ずるためには、上告人が破産の宣告を受け、解約申入 後原判決説示の期間が経過すれば足りるのであるから、破産制度の運用の実情ある いは上告人及び被上告人の双方に関する所論の事情等について審理しなかつたとし ても、原判決に審理不尽の違法があるということはできない。論旨は、採用するこ とができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 横山長 裁判官 加藤英継 裁判官 笹村將文)